

新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 7 0 号

新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例

新潟市新潟駅前広場条例（昭和 5 7 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（入場の制限等）

第 1 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場に入場しようとする者の入場を禁じ、又は広場を利用する者（以下「利用者」という。）の退去を命ずることができる。

- （1） 広場の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認める場合
- （2） 施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認める場合
- （3） 次条の規定に違反した場合
- （4） その他広場の管理運営上支障があると認める場合

2 前項の規定により利用者の退去を命ずる場合については、第 6 条の規定は適用しない。

第 2 条各号列記以外の部分中「広場を利用する者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

- （1） 施設又は設備を毀損し、又は汚損すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「広場の管理」を「広場の管理運営」に、「認める行為」を「特に認める行為」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- （3） 球戯、スケートボード、ローラースケート、バイシクルモトクロスその他これらに類する行為をすること。

第4条第1項中「バスの待機所」の次に「、バスの案内所」を加える。

第5条中「広場の管理」の次に「又はバスの円滑な乗降」を加える。

別表のうち（1）の表バスの発着所及びバスの待機所の項の次に次のように加える。

バスの案内所	新潟市財産条例（平成25年新潟市条例第5号）別表の4の項の規定の例による。	3年以内
--------	---------------------------------------	------

別表のうち（2）の表備考4中「南口中央広場」を「広場」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第4条第1項、第5条並びに別表のうち（1）の表及び（2）の表の改正規定

公布の日

（2） 前号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日